



高齢者福祉サービス

・介護保険の手引き



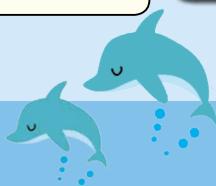
令和 6 年度版

もくじ

地域で支える奄美市の介護… 2
介護予防について …… 6
日頃の生活で取り組める介護予防… 8
介護予防・日常生活支援総合事業… 10
介護サービス利用の流れ …… 12

利用できるサービス …… 16
奄美市内の施設等 …… 24
サービス利用の 自己負担 …… 26

保険料と納め方 …… 28
その他の高齢者支援制度… 32
認知症に関する支援 …… 34
高齢者虐待を防ぐために… 37
相談窓口と支援事業所 …… 38



地域で支える奄美市の介護 ~高齢者支援のしくみ~

奄美市は、住民や関係機関の「つながりの輪」を広げ、地域全体で助け合う、支えあいのまちづくりを目指します。

奄美市（保険者）

奄美市は介護保険制度の運営や被保険者証の発行などを行います。

【主な役割】

- ・介護保険制度の運営
- ・保険料の算定・徴収
- ・被保険者証の発行
- ・要介護認定 など



地域包括支援センター

各総合支所に高齢者の総合的な相談窓口として設置されています。詳細は下記をご覧ください。



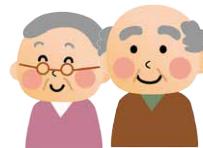
※お問い合わせ先は **38** ページへ



40歳以上の方（被保険者）

40歳以上の方は、介護保険の加入者となります。65歳以上の方は第1号被保険者、40歳～65歳未満の方は第2号被保険者となります。

65歳以上の方 第1号被保険者



【サービスを利用できる方】
→申請をして介護が必要と認定された方

●サービス費用の請求

●サービス費用の7割～9割を支払い

●介護保険制度…40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要な方が費用の一部を負担することでサービスを利用できる制度です。

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、主任ケアマネージャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士などが中心となり、地域の団体や関連事業所等と連携して、介護・医療・福祉をはじめとした高齢者の総合的な相談に応じます。

【主な役割】

- 総合相談
- 介護予防ケアマネジメント
- 権利擁護
- 認知症に関する支援
- ケアマネージャーの指導・支援 など

（お問い合わせ先は **38** ページへ）





連携・協力



●支援・見守り

連携・協力

●参加

地域の関係団体・事業所など

奄美市では、地域支え合い体制づくりを目指すために、各種団体や関連事業所等と連携し、情報共有と高齢者の支援、高齢者自らの社会参加の場の確保を図ります。

- 集落・自治会 ●社会福祉協議会 ●医療機関
- 老人クラブ ●学校 ●消防・警察 ●NPO 法人
- ボランティア ●その他



40歳以上 65歳未満の方 第2号被保険者



【サービスを利用できる方】
→特定疾病（※）が原因で
介護が必要と認定された方

●費用の1割
～3割を支払い

●サービスの提供

連携・協力

サービス事業者

行政の指定を受けた社会福祉法人・医療法人・民間企業などの団体です。利用者にあった介護サービスを提供します。



※特定疾病一覧

加齢が原因とされる下記の16種類が指定されています。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- がん【がん末期】（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復）
- 多系統萎縮症
- 脳血管疾患
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 後縦靭帯骨化症
- パーキンソン病関連疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 早老症
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護予防と介護サービス

生活するうえでお困りのことがありましたら、まずはご相談ください。心身の状態に合わせた介護予防・利用できるサービスについて検討します。

お住まいの地区の地域包括支援センターへ相談します。

まず相談する（65歳以上の方）

▶ 38 ページへ



- ・まだ介護や支援は必要ない
- ・介護予防に取り組みたい



- ・生活に不安がある
- ・何かサービスを使いたい



- ・介護や支援が必要
- ・介護認定を受けたい



心身の状態を確認します

基本チェックリストで確認します

基本チェックリストとは、心身や生活の状況を把握するための質問リストです。介護予防が必要かどうか、どんなサービスが必要かをチェックします。



▶ 詳細は 7 ページへ

介護や支援が必要な方

非該当の方

要介護認定の申請

介護サービスを利用するためには、申請をして要介護認定を受ける必要があります。



▶ 詳細は 12 ページへ

介護予防への取り組みをすすめる総合事業

奄美市では、平成29年4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まりました。この事業を活用することにより、これまでより早い時期から介護の予防に取り組めるようになります。総合

事業は、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」と生活機能の低下がみられる人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」があり、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援を行います。

▶ 内容は 10 ページへ

あなたの状態

介護や支援を必要としない方



介護予防や生活支援が必要な方



要支援1・2の方



要介護1～5の方

- 在宅でサービスを利用する
- 施設に入所する



必要な介護予防・サービスを利用

総合事業

(介護予防・日常生活支援総合事業)

[一般介護予防] ▶ 10 ページへ

対象：65歳以上の方全員

[介護予防・生活支援サービス事業]

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援など

▶ 11 ページへ

ご本人の状態に応じて
適切なサービスを使える
ようケアマネジャー
が調整します。

介護予防給付

[介護予防サービス]

- 介護予防訪問看護 ▶ 18 ページへ
- 介護予防通所リハビリテーションなど

▶ 17 ページへ

介護給付

[在宅サービス]

- 通所介護 ●訪問介護
- 訪問看護 など ▶ 16 ページへ

[地域密着型サービス]

▶ 22 ページへ

[施設サービス]

- 介護老人福祉施設（特養）
- 介護老人保健施設（老健）等

▶ 24 ページへ

介護予防について ~いきいきと暮らし続けるために~

●介護予防とは

介護予防とは、①介護を必要とする状態を未然に防ぐこと ②今は介護が必要でも、できるだけ心身の状態を改善すること、をいいます。下の例を参考に、介護予防について考えてみましょう。

フレイルとは？

加齢とともに心身の機能が低下してきて、「健康」と「要介護」の中間の状態にあることをいいます。多くの高齢者がフレイルを経て要介護状態になるので、フレイルを予防することが健康寿命をのばす重要な力技となっています。

▼身体的要因

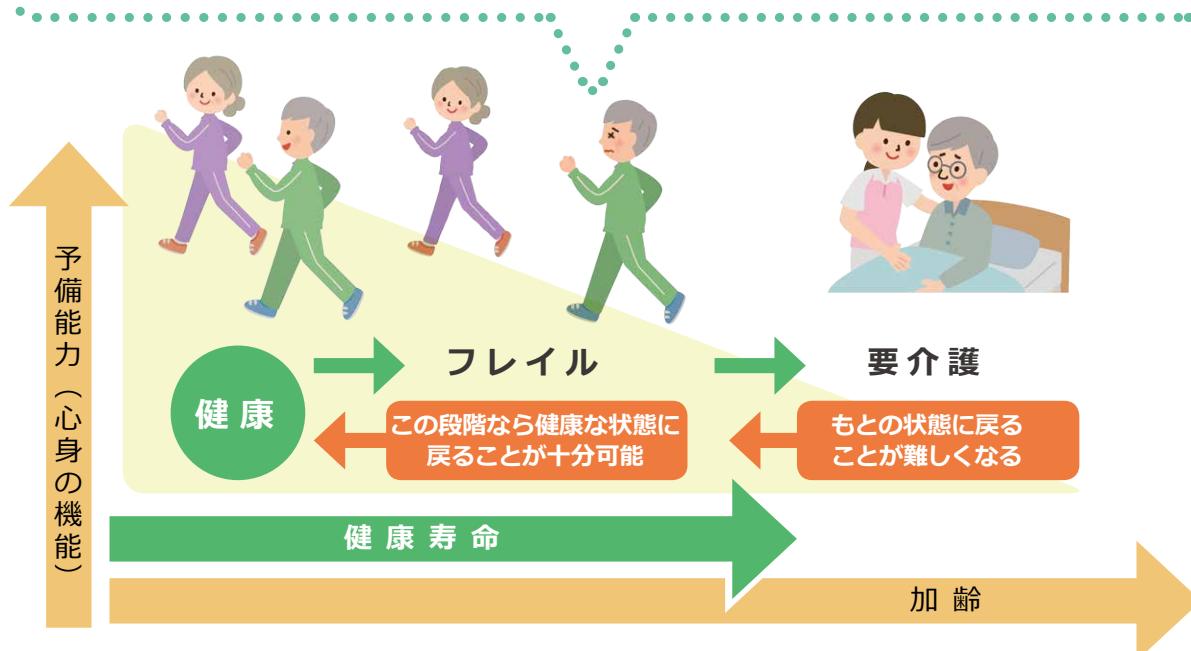
筋力の衰えによる運動機能の低下や、口腔機能の衰えによって十分な栄養を摂取することができないなど、さまざまな要因が重なります。

▼精神・心理的要因

身体が思うように動かないことに対するストレスや、記憶力や判断力の低下、認知機能の低下、うつ症状などの要因が考えられます。

▼社会的要因

外出する機会が少なくなり、家に閉じこもりがちになるなど、社会との接点が失われることも大きな要因になります。



- 日頃の生活で取り組める介護予防 ➤ 8 ページへ
- 介護予防・日常生活支援総合事業 ➤ 10 ページへ

☑ 基本チェックリストを活用して健康状態を知りましょう

以下の各質問にはい・いいえで記入します。色のついた場所のチェックが多くなると、生活機能が低下しているおそれがあります。次ページからの介護予防事業などを活用し、生活機能の向上に努めましょう。



地域で支える
奄美市の介護

介護予防
について

介護サービス
利用の流れ

利用できる
サービス

奄美市内
の施設等

サービス利用
の自己負担

保納保險料方と

その他の
支援制度

相談窓口と
支援事業所

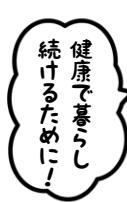
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ	生活機能全般
2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	はい	いいえ	運動器の機能
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ	
11	6ヵ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ	栄養摂取
12	BMIが18.5以上ありますか（※） 身長（ ）cm 体重（ ）kg 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) = BMI（ ）	はい (18.5以上)	いいえ (18.5未満)	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ	口腔機能
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ	
15	口の渴きが気になりますか	はい	いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ	閉じこもり傾向
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	はい	いいえ	認知症の可能性
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい	いいえ	
21	（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ	うつ病の可能性
22	（ここ2週間）これまで楽しんでやっていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ	
23	（ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ	
24	（ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ	
25	（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ	

（※） BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

（例） 体重60kg、身長160cmの人の場合 BMI=60÷1.6÷1.6=23.4

日頃の生活で取り組める介護予防

介護が必要な状態にならないために、また、なるべく状態を悪化させないためには、毎日の生活の中で健康づくりを心がけることが大切です。奄美市では車での外出が多いために足腰の筋力が弱ったり、それに伴い外出機会が減ったりする傾向もみられます。このような悪循環にならないためにも、日頃から自分でできる介護予防に取り組みましょう。



運動

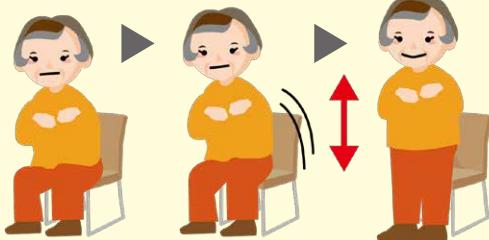
☑ チェック！

- 階段上り下りするときは手すりや壁をつたっている。
- 15分くらい続けて歩くことが難しい。



- 高齢になっても運動をすることで今の生活を維持することができます。みんなで楽しく体操をする地域健康教室や介護予防体操をして、今のうちから元気な体を維持しましょう。また、奄美市では様々な介護予防教室もありますので最寄りの包括支援センター（38ページ）までお問い合わせください。

筋力トレーニング例：スクワット



腕を組み、肩幅より少し広めに足を開いてゆっくりと立つ→座るの運動を行います。
※安全のため、イスなどを使いましょう。
※イスやベッドを両手でつかんで行ってもかまいません。

筋力トレーニング例：かかと上げ



体をまっすぐにして立ち、ゆっくりとかかとを浮かせて体を上に持ち上げます。
※安全のため、イスや柱などをつかんで行いましょう。

栄養

☑ チェック！

- 6か月で2～3kg以上の体重減少がある。
- 食事を簡単に済ませたり、食事を抜いたりすることがある。



- 高齢になると簡単なもので済ませたり、食事の回数が少なくなりがちです。
- また、タンパク質が不足すると低栄養になり筋肉量が低下するため転倒や骨折につながる危険もあります。
- バランスの良い食事を心がけましょう。また、高齢になるとどの渴きに気付きにくくなります。定期的な水分摂取を心がけ脱水を予防しましょう。

□ 腺



☑ チェック！

- 半年前に比べて固いものが食べにくくなつた。
- お茶や汁物等でむせることがある。

地域で支える
奄美市の介護

介護
について

利用
介護サービスの流れ

利用
サービスできる

奄美市内
の施設等

サービス利用
の自己負担

保納
め料方と

その他の
支援制度

相談窓口と
支援事業所

- 口腔機能が低下すると、飲み込む力・噛む力が弱くなり栄養状態の低下から運動機能の低下、さらには要介護状態へつながるなど全身の健康にも影響します。
- 年に1回の歯科医院の健診と自宅での口腔ケアで健康なお口を保ちましょう。

お口の体操（例）



（ほほを膨らませる）（唇を突き出す）（舌を突き出す）
舌やほほの体そうをすることで咀しゃくや嚥下を助けたり、噛む力をつけることができます。

唾液の体操（例）



（上の奥歯のあたりを後ろから前へマッサージする）（あごの内側を耳の下からあごまで数箇所順番に押す）
唾液は消化のほか、咀しゃくや嚥下等を助けています。

社会参加



☑ チェック！

- 地域の集まりや趣味の会に週に1回以上参加していない。
- 昨年と比べて外出の回数が減っている。

- 外出がきつくなったり、億劫になって周りの人との交流が少なくなると心身の機能が弱まり介護状態になるリスクが高まります。自分の趣味や生きがいを
- 持っていきいきとした生活を心がけましょう。

もの忘れ



►認知症に関する
支援は 34 ページへ

☑ チェック！

- 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われる。
- 財布や鍵など置いた場所が分からなくなることがたびたびある。

- 元気なうちから規則正しい生活を心がけたり、バランスのとれた食事、地域社会に参加することで脳が活性化し認知症予防になります。また、生活習慣病の予防が認知症予防にも効果的です。年に1回の健診をしっかり受け、病気の管理をすることが大事です。物忘れが気になるときにはまずかかりつけの先生に相談してみましょう。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業は、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」と生活機能の低下がみられる人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」の2種類があります。サービス利用の流れにつきましては、④ページをご確認ください。

一般介護予防事業

総合
事業

一般高齢者事業

●地域健康教室・ころばん体操・はつらつ教室

【対象】おおむね65歳以上の方

【場所】各地区集会場

【内容】介護予防のための、ストレッチ体操や筋力アップ体操

歩いて参加可能な、集会場等で行います。住み慣れた地域で、いきいきとした生活をつづけることを目指しています。



●悠遊長生き教室

【対象】おおむね65歳以上で、介護保険サービス未利用の方

【場所】老人福祉会館（奄美市名瀬長浜町）

【回数】週に1回利用可

【内容】健康相談・血圧測定・健康体操・脳トレなど

【利用料】250円（会場使用料・教室参加費）

【その他】送迎バスの利用ができます（名瀬地区のみ）



●男性高齢者運動教室（ねっせんきやきばろう会）（名瀬地区）

【対象】おおむね65歳以上の男性

【場所】AiAiひろば 2階

【回数】月2回

【内容】健康相談・血圧測定・健康体操・脳トレなど



●男の料理教室（名瀬・笠利地区）

【対象】おおむね65歳以上の男性

【場所】市内各会場

【内容】初心者向けの料理教室。かんたんな調理実習と試食があります。

【利用料】無料

参加を希望される方は・・・ まずはご相談ください。

●名瀬地域包括支援センター TEL 52-1111(内線5031~5034)

●住用地域包括支援センター TEL 69-2111(内線2321・2331)

●笠利地域包括支援センター TEL 63-2299



介護予防・生活支援サービス事業

総合
事業

事業
対象者

要支援
1・2の方

奄美市
地域で支える
介護の
サービス

※対象者：要支援1・2の認定を受けた方。または基本チェックリストで対象と判定された方。

※内 容：訪問型サービスと通所型サービスがあり、利用者の心身や生活状況によりサービス内容が変わります。

★ケアプラン [介護予防ケアマネジメント] を作成し、サービス利用となります。

訪問型サービス

	①訪問介護現行相当 サービス	②訪問型サービスA1 (訪問介護事業所があらた に登録した生活介護員に によるサービス)	③訪問型サービスA2 (シルバー人材センター等 に登録した生活介護員に によるサービス)
内容	身体介護及び生活援助 (専門職によるサービスを 必要とする者)	奄美市生活介護員が訪問し、利用者とともに生活援助を行います。	
利用者 負担	原則1割負担(一定所得以上は2割または3割)		



通所型サービス

	①通所介護 (現行相当サービスⅠ)	②通所介護 (現行相当サービスⅡ)	③緩和した基準に によるサービス (ミニデイサービス)	④短期集中型 (サービスC)
内容	専門職による機能 訓練等を含む通所 サービス	専門職等以外による 機能訓練等を含む通 所サービス	体操やレクリエー ション、創作活動等 の通所型サービス	運動指導を中心 とした短期集中 型通所サービス
利用者 負担	原則1割負担(一定所得以上は2割または3割) (別途食事代等かかる場合有)			無料



※今後、地域の特性に応じた住民主体の通いの場など、多様な社会資源を活用しながら、様々な支え合いの仕組みを構築していきます。

総合事業の特徴

- ① 迅速にサービスの利用開始ができます。
- ② サービスの内容や料金が多様化します。
- ③ 自立に向けた次のステップを目指します。
- ④ 必要なときはいつでも要介護認定申請が可能です。

※総合事業のみを利用する場合はチェックリストにより要介護認定を省略できます。

奄美市
地域で支える
介護の
サービス

介
護
予
防
に
つ
い
て

利
用
の
流
れ

利
用
で
き
る

奄
美
市
内
の
施
設
等

サ
ー
ビ
ス
利
用
の
自
己
負
担

保
納
め
料
方
と

そ
の
他
の
支
援
制
度

支
援
事
業
所
と

介護サービス利用の流れ

介護サービスを利用するためには、申請をして要介護認定を受ける必要があります。

まずは相談・申請する

奄美市役所各総合支所の高齢者担当窓口等へご相談のうえ、介護認定の申請をします。ご本人のほか、本人のご家族などが代理で申請することもできます。



申請に必要なもの

- 申請書**（市役所窓口にあります）
- 介護保険の保険証**
(40～64歳の方は健康保険の保険証)

※申請書には主治医の氏名・医療機関名の記入欄がありますので、あらかじめご確認ください。

要介護認定

訪問調査の後に審査・判定が行われ、支援や介護が必要な段階（要介護度）を認定します。

①訪問調査

市の担当者等が訪問し、心身の状態、居住環境、生活状況などについて聞き取り調査を行います。

②主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

③一次判定

上記の内容をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

④二次判定（認定審査）

一次判定などを元に保健・医療・福祉の専門家が審査します。

▶詳細については **14** ページをご覧ください。



要介護認定の更新手続き

要介護認定には有効期限がありますので、介護サービスを継続する場合には、有効期限が終了する前に更新の手続きが必要となります。

●**更新申請**…有効期間の満了日以降も引き続き介護サービスを利用されたい場合は、更新申請を提出してください。

（申請時期：有効期間の満了日の60日前から有効期間の満了日まで）

●**変更申請**…有効期間中に心身の状態が変わった場合は、変更申請を提出することができます。

更新する場合

サービスを利用する

ケアプランに基づいてサービスを利用します。

介護サービスの利用にあたっては、費用の1割から3割の自己負担が発生します。



要支援1～2の方

要介護1～5の方

▶利用できるサービスは **16** ページへ

▶自己負担については **26** ページへ

▶その他の支援制度については

32 ページへ

結果の通知

申請から原則30日以内に結果の通知が届きます。要介護度に応じて利用できるサービスや利用限度額などが異なります。

非該当（自立）

要支援 1

要支援 2

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

少
必要な介護の度合い
多

▶ 詳細については **15** ページをご覧ください。

65歳以上の非該当（自立）の方

心身の状態に応じて介護予防事業を利用できます。

地域包括支援センターに相談する
(**38** ページへ)

基本チェックリストで身体状況を確認する。
(**7** ページへ)

一般介護
予防事業

介護予防・生活支援
サービス事業

▶ 介護予防事業については **10** ページへ

▶ 他の支援制度については **32** ページへ



ケアプランを作成する

介護サービスを利用するためには「介護サービス計画書（ケアプラン）」を作成します。ケアプランにないサービスは利用できません。

要支援 1～2の方

介護予防のサービスを利用できます。

地域包括支援センター (**38** ページ) に介護予防ケアプランの作成を依頼します。

本人、家族、ケアマネージャーなどで検討を行い、ケアプランを作成します。

要介護 1～5の方

在宅や施設での介護サービスが利用できます。

①在宅でサービスを利用したい
居宅介護支援事業所 (**39** ページ)
にケアプラン作成を依頼します。

または

②施設へ入所したい (**25** ページへ)
介護保険施設と契約し、施設のケアマネージャーがケアプランを作成します。

※希望の施設へ直接申し込みます。

要介護認定について

介護が必要かどうか、どのくらい必要かを判断するための審査・判定が行われ、市が認定します。

審査・認定の流れ

訪問調査

介護が必要な状態かどうか調査が行われます。市の調査員などが自宅や施設を訪問し、心身の状況について全国共通の調査項目をもとに本人や家族から聞き取りを行います。

【このような調査項目があります】

- | | | |
|-----------|--|--|
| [基本調査の概要] | ●つめ切り
●視力
●聴力
●移乗
●移動
●えん下
●食事摂取
●排泄
●口腔清潔
●洗顔・洗髪
●衣服着脱
●外出頻度 | ●意思伝達
●記憶・理解
●問題行動
●日中の生活
●家族・居住環境
●過去14日間に受けた医療
●社会生活への適応など |
| | | [概況調査]
[特記事項] |



調査時の ポイント

■ 体調のよいとき（通常時）に調査を

いつもと違う体調のときでは、正しい調査ができないことがあります。

■ 困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておくと安心です。

■ 家族などに同席してもらう

家族などの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。

■ 日常の補装具があれば伝える

つえなど日常的に使っている補装具がある場合は、使用状態を伝えましょう。

一次判定

公正に判定するため、調査内容を元にコンピューターで一次判定をします。

特記事項

基本調査には盛り込めない事項などが記入されます。

主治医意見書

市の依頼により、心身の状況について専門家の立場で意見書を作成します。



二次判定

一次判定（コンピュータ判定）の結果と特記事項、主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家による「介護認定審査会」において総合的に審査し、要介護状態区分が判定されます。

結果の通知

非該当、要支援1～2、要介護1～5いずれかに判定され、結果が記載された「認定結果通知書」と「被保険者証」が届きます（※）。

※申請からおおむね30日以内に認定結果を送付します。

●判定結果について

非該当（自立）



市が行う介護予防事業や場合によっては介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。地域包括支援センターへご相談ください。

（ご相談・お問い合わせ先は **38** ページへ）

▶介護予防については **6** ページ～をご覧ください。

事業対象者



介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い方などです。

▶利用できるサービスは **16** ページ～をご覧ください。

要支援 1

要支援 2



介護保険の対象者で、介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な方などです。

▶利用できるサービスは **16** ページ～をご覧ください。

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

※要介護・要支援認定の結果に疑問がある場合は、高齢者福祉課までお問い合わせください。相談の上、納得できない場合は、県の介護保険審査会に申し立てることができます。

●認定結果の有効期間と更新手続き

【認定の有効期間】

新規・変更：3か月～12か月
(月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間 + 有効期間)
更 新：3か月～48か月

【認定の効力発生日】

新規・変更：認定申請日
更 新：前回認定の有効期間満了日の翌日

※要介護認定の有効期間満了日の60日前から、認定見直しのための更新申請を受け付けます。

介護認定 Q & A



- Q 適切な認定結果が出るか心配です。**
- A 調査の際は、自分の状態を正しく伝えましょう。**
普段と違う振る舞いをしてしまうと、適切な認定結果を得られない場合があります。調査を受けるときは、ありのままの状態を調査員に見てもらうことが大切です。
- Q 認定期間に内に状態が悪化した場合はどうすればいいですか？**
- A 有効期間中に心身の状態が変わった場合等には、区分の変更申請ができます。ただし、要介護状態区分が必ずしも変更になるものではありません。**

- Q 家族に介護できる人がいる場合は、審査・判定に影響するのですか？**

A 審査・判定では本人の心身の状態が基準となりますので、介護する家族がいるかいないかで要介護の区分が軽くなったり重くなったりすることはありません。

- Q 結果が出る前に、すぐにサービスを使いたいのですが？**

A 申請後、結果が通知されるまでの間でも、「暫定ケアプラン」を作成して届け出ることで介護サービスが利用できます。ただし、「非該当」となった場合や想定していた要介護度より低かった場合は、自己負担となるのでご注意ください。

利用できるサービス 介護保険を利用して使えるサービス

介護保険を利用して使えるサービスの一覧表です。「要支援1・2の方」や「要介護1～5の方」などの記載がある介護サービスを利用するためには、まず申請をして、要介護認定を受ける必要があります。

※申請からの主な流れにつきましては、**12**～**13**ページをごらんください。

※うち自己負担額(月額・1回あたり)は1割負担の場合です。

※サービスを利用する際の自己負担額についての詳細は、

26ページをごらんください。



●通所介護

**要介護
1～5の方**

→要支援1・2の方は**11**ページをご覧ください。

デイサービスセンター等で日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を日帰りで行います。



区分	費用めやす (1回あたり)	うち自己負担 (1回あたり)
要介護1	¥6,580	¥658
要介護2	¥7,770	¥777
要介護3	¥9,000	¥900
要介護4	¥10,230	¥1,023
要介護5	¥11,480	¥1,148

※通常規模型7～8時間未満利用の場合

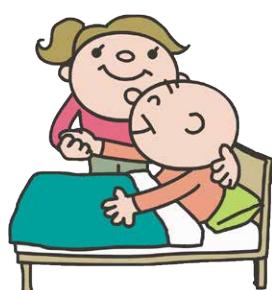
※サービス事業所毎に、または利用内容により適宜加算が付くことがあります。

●訪問介護

**要介護
1～5の方**

→要支援1・2の方は**11**ページをご覧ください。

ホームヘルパーが自宅に訪問して、入浴・排泄等の身体介護や調理などの生活援助を行います。乗降介助（介護タクシー）も利用できます。



区分	費用のめやす (1回あたり)	うち自己負担 (1回あたり)
身体介護 (～20分未満)	¥1,630	¥163
身体介護 (20分以上～30分未満)	¥2,440	¥244
生活援助 (20分以上～45分未満)	¥1,790	¥179
通院のための乗降介助	¥970	¥97

※早朝・夜間・深夜は加算あり ※移送にかかる費用は自己負担

※特別地域訪問介護加算及び初回加算等の加算あり

●介護予防通所リハビリテーション

要支援
1・2の方

老人保健施設や病院等で、
基本的な支援のほか、選択的
なサービス（運動器の機能向上・
栄養改善・口腔機能の向上）を
行います。

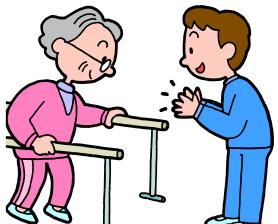
区分	費用のめやす (月額)	うち自己負担 (月額)
要支援1	¥22,680	¥2,268
要支援2	¥42,280	¥4,228

※サービス事業所毎に、または利用内容により適宜加算が付くことがあります。

●通所リハビリテーション

要介護
1～5の方

老人保健施設や病院等で、基
本的な支援や生活機能向上のた
めのリハビリを行います。



区分	費用のめやす (1回あたり)	うち自己負担 (1回あたり)
要介護1	¥7,150	¥715
要介護2	¥8,500	¥850
要介護3	¥9,810	¥981
要介護4	¥11,370	¥1,137
要介護5	¥12,900	¥1,290

※サービス事業所毎に、または利用内容により適宜加算が付く
ことがあります。

※6時間以上7時間未満利用の場合

●訪問リハビリテーション

要支援
1・2の方 要介護
1～5の方

居宅での生活行為を向上さ
せるために、理学療法士・作業
療法士等が訪問によるリハビリ
を行います。

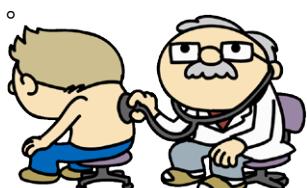
区分	費用のめやす (1回あたり)	うち自己負担 (1回あたり)
要支援1・2	¥2,980	¥ 298
要介護1～5	¥3,080	¥ 308

※サービス事業所毎に、または利用内容により適宜加算が付くこ
とがあります。

●居宅療養管理指導

要支援
1・2の方 要介護
1～5の方

医師・歯科医師・薬剤師等が
訪問し、療養上の管理や指導を
行います。



区分	費用のめやす (1回あたり)	うち自己負担 (1回あたり)
医師の場合 (在宅)	¥5,150	¥515
歯科医師の場合 (在宅)	¥5,170	¥517
薬局薬剤師の場合 (在宅)	¥5,180	¥518

※サービスの利用内容により適宜加算が付くことがあります。

●介護予防訪問入浴介護

要支援
1・2の方

自宅に浴室がない場合や施設等での入浴が困難な場合は、訪問での入浴介護を行います。

区分	費用のめやす (1回あたり)	うち自己負担 (1回あたり)
要支援1・2	¥8,560	¥856

※特別地域訪問入浴加算及び事業所毎に適宜加算が付くことがあります。

●訪問入浴介護

要介護
1～5の方

移動入浴車で家庭に浴槽を持ち込んで、入浴介護を行います。



区分	費用のめやす (1回あたり)	うち自己負担 (1回あたり)
要介護1～5	¥12,660	¥1,266

※特別地域訪問入浴加算及び事業所毎に適宜加算が付くことがあります。

●介護予防訪問看護

要支援
1・2の方

看護師等が訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。



区分	費用のめやす (1回あたり)	うち自己負担 (1回あたり)
訪問看護ステーションからの利用で20分未満	¥3,030	¥303
訪問看護ステーションからの利用で30分未満	¥4,510	¥451
病院・診療所からの利用で20分未満	¥2,560	¥256
病院・診療所からの利用で30分未満	¥3,820	¥382

※30分以上の区分もあります。

※早朝・夜間・深夜加算、緊急時・特別管理等加算、特別地域訪問看護加算等あり

●訪問看護

要介護
1～5の方

看護師等が訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。



区分	費用のめやす (1回あたり)	うち自己負担 (1回あたり)
訪問看護ステーションからの利用で20分未満	¥3,140	¥314
訪問看護ステーションからの利用で30分未満	¥4,710	¥471
病院・診療所からの利用で20分未満	¥2,660	¥266
病院・診療所からの利用で30分未満	¥3,990	¥399

※30分以上の区分もあります。

※早朝・夜間・深夜加算、緊急時・特別管理等加算、特別地域訪問看護加算等あり

●介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

要支援
1・2の方

福祉施設等に短期間入所し、日常生活支援などを受けます。



区分	費用のめやす (1日あたり)	うち自己負担 (1日あたり)
要支援1	¥4,510	¥451
要支援2	¥5,610	¥561

※介護老人福祉施設（併設型多床室）の場合

※サービス事業所毎に、または利用内容により適宜加算が付くことがあります。

●短期入所生活介護（ショートステイ）

要介護
1～5の方

福祉施設等に短期間入所し、日常生活支援などを受けます。

区分	費用のめやす (1日あたり)	うち自己負担 (1日あたり)
要介護1	¥6,030	¥603
要介護2	¥6,720	¥672
要介護3	¥7,450	¥745
要介護4	¥8,150	¥815
要介護5	¥8,840	¥884

※介護老人福祉施設（併設型多床室）の場合

※サービス事業所毎に、または利用内容により適宜加算が付くことがあります。

●介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

要支援
1・2の方

福祉施設等に短期間入所し、日常生活支援などを受けます。

区分	費用のめやす (1日あたり)	うち自己負担 (1日あたり)
要支援1	¥6,130	¥613
要支援2	¥7,740	¥774

●短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

要介護
1～5の方

福祉施設等に短期間入所し、日常生活支援などを受けます。

区分	費用のめやす (1日あたり)	うち自己負担 (1日あたり)
要介護1	¥8,300	¥830
要介護2	¥8,800	¥880
要介護3	¥9,440	¥944
要介護4	¥9,970	¥997
要介護5	¥10,520	¥1,052

●福祉用具貸与

要支援
1・2の方

要介護
1～5の方

利用者の自立を助け、介護者の負担軽減を図るために、
福祉用具を貸与します。



【サービス費用のめやす】

用具の種類によりレンタル費用の1～3割が利用者負担となります。

【対象となる用具】

- ①車いすとその付属品 ②特殊寝台とその付属品
 - ③体位変換器 ④床ずれ防止用具
 - ⑤移動用リフト（つり具を除く）
 - ⑥認知症老人徘徊感知機器
 - ⑦歩行器 ⑧歩行補助つえ ⑨自動排泄処理装置
 - ⑩手すり、スロープ（工事を伴わないもの）
- ※①～⑥の福祉用具は、原則として要介護2～5の人しか利用できません。
- ※⑨の福祉用具は、原則として要介護4・5の人しか利用できません。（尿のみ吸引は介護度に関係なく貸与可。）
- ※固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖について：ケアマネージャー等からの提案により、貸与と購入を選択できます。

●特定福祉用具販売

要支援
1・2の方

要介護
1～5の方

利用者の自立を助け、介護者の負担軽減を図るために、福祉用具の購入の費用の一部を支給します。排泄や入浴など、貸与になじまない用具が対象です。

【サービス費用のめやす】

下記の用具を購入する前に申請（※）をしたうえで、
同年度（4月から3月まで）10万円を上限に、負担の
7割～9割が介護保険から支給されます。
残りの1割～3割は自己負担となります。

【対象となる用具】

- ①腰掛便座 ②入浴補助用具
- ③移動用リフトのつり具 ④簡易浴槽
- ⑤自動排泄処理装置の交換可能部品
- ⑥排泄予測支援機器

- ※申請する際は、必ずケアマネージャーへご相談ください。
※事前申請が必要な場合があります。
※指定を受けた事業所から購入する必要があります。
※固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖について：ケアマネージャー等からの提案により、貸与と購入を選択できます。

●住宅改修費の支給

要支援
1・2の方要介護
1~5の方

事前申請が必要です

住み慣れた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行う費用の一部を支給します。
改修前に申請が必要です。

【サービス費用のめやす】

手すりなどの取り付けや住宅改修をしたとき、20万円を上限に費用の7割～9割が介護保険から支給されます。残りの1割～3割は自己負担となります。



【対象となる工事】

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③引き戸などへの扉の取替
- ④滑り防止・移動の円滑化などのための床材・通路面材の変更
- ⑤洋式便器などへの便器の取替

※申請する際は、必ずケアマネージャーへご相談ください。
※支給は、住民登録のある住宅に対して上限まで行われます。上限に達しても、転居した場合や、要介護状態区分が著しく変化したときなどは、再度支給を受けることができます。

◆◆◆◆◆ 手続きの流れ ◆◆◆◆◆

ケアマネージャーなどに相談

施行事業者の選択・見積もり依頼
複数の事業者から見積もりを取りましょう。

市役所へ事前に申請/市役所の確認

工事の実施・完了/支払い

市役所へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事見積書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用が適切に区分してあるもの
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネージャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します。
- 住宅の所有者の承諾書
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの
改修部分を示した間取り図と日付入り写真

提出に必要な書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
見積書と同様に各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入り写真を添付。

地域密着型サービス

地域密着型サービスとは

介護が必要になっても、住み慣れた自宅や地域から離れずに生活を維持できるように支援するサービスです。サービス内容は市町村により異なり、地域の特性に応じた柔軟なサービスが受けられます。



●グループホーム

要支援
2の方
要介護
1~5の方

認知症高齢者が5~9人で共同生活を送りながら、日常生活上の支援や介護が受けられます。



区分	費用のめやす (月額)	うち自己負担 (月額)
要介護1	¥229,500	¥22,950
要介護2	¥240,300	¥24,030
要介護3	¥247,200	¥24,720
要介護4	¥252,300	¥25,230
要介護5	¥257,700	¥25,770

※サービス事業所毎に、または利用内容により適宜加算が付くことがあります。

▶事業所については **25** ページをご覧ください。

●小規模多機能ホーム

要介護
1~5の方

「通い」「訪問」「宿泊」のサービスを必要に応じて組み合わせ、住み慣れた地域で生活し続けることができるよう支援を行います。



区分	費用のめやす (月額)	うち自己負担 (月額)
要介護1	¥104,580	¥10,458
要介護2	¥153,700	¥15,370
要介護3	¥223,590	¥22,359
要介護4	¥246,770	¥24,677
要介護5	¥272,090	¥27,209

※サービス事業所毎に、または利用内容により適宜加算が付くことがあります。

▼事業所一覧

名称	定員	所在地	電話番号
あおぞら	25	奄美市名瀬幸町 20-17	69-3633
家族の家かさり	29	奄美市笠利町辺留 37-1	63-9711

● 地域密着型通所介護

要介護
1~5の方

利用定員が19人未満のデイサービスセンター等で日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を日帰りで行います。



区分	費用のめやす (1回あたり)	うち自己負担 (1回あたり)
要介護1	¥7,530	¥753
要介護2	¥8,900	¥890
要介護3	¥10,320	¥1,032
要介護4	¥11,720	¥1,172
要介護5	¥13,120	¥1,312

※所用時間7~8時間未満利用の場合

※サービス事業所毎に、または利用内容により適宜加算が付くことがあります。

● 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護

要介護
1~5の方

訪問介護・訪問看護・24時間連絡体制により、在宅生活を支援するサービスです。

区分	費用のめやす (月額)	うち自己負担 (月額)
要介護1	¥79,460	¥7,946
要介護2	¥124,130	¥12,413
要介護3	¥189,480	¥18,948
要介護4	¥233,580	¥23,358
要介護5	¥282,980	¥28,298

※訪問看護サービスを行う場合

※サービス事業所毎に、または利用内容により適宜加算が付くことがあります。



奄美市内の施設等



介護保険制度を使わずに利用できる施設

●養護老人ホーム

おおむね 65 歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な人が入所する施設です。

名称	定員	所在地	電話番号
なぎさ園 (うち特定施設入居者介護分)	60 (20)	奄美市名瀬知名瀬2369-13	55-6001

●軽費老人ホーム

家庭環境、住宅事情などの理由により自宅において生活することが困難な低所得の 60 歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が 60 歳以上）の高齢者が入所できる施設です。

名称	定員	所在地	電話番号
たかもり寮	50	奄美市名瀬柳町6-1	52-9508

●生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

高齢のため、独立して生活することが不安な高齢者が利用できる施設です。

名称	定員	所在地	電話番号
ふれあいの郷	7	奄美市笠利町中金久45	63-2299

●有料老人ホーム

食事提供などの日常生活上必要なサービスを提供します。

※有料老人ホームについての詳細は、直接各施設へお問い合わせください。

名称	定員	所在地	電話番号
いきいきホーム (介護専用型特定施設)	33	奄美市名瀬朝日町23-1	57-7867
ハピネス浦上	44	奄美市名瀬浦上緑1105	57-7555
てて	7	奄美市笠利町屋仁1-2	63-1115
ゆい	7	奄美市笠利町大字壹瀬2431-7	63-2585
つばさの家	8	奄美市名瀬伊津部町23-8	53-5831
つばさの家2号館	15	奄美市名瀬伊津部町19-6	52-5565

●サービス付き高齢者向け住宅

60 歳以上から入居でき、安否確認や生活相談・食事サービスなどを提供する高齢者向け住宅です。

名称	定員	所在地	電話番号
ゆとりあん	30	奄美市名瀬小浜町24-7	58-5551

※詳細につきましては、直接お問い合わせください。



介護保険制度を使って利用できる施設

●特別養護老人ホーム（特養）要介護 3~5の方

常時介護を要すると見込まれる方（要介護認定で要介護と認定された方）に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話をを行う施設です。新規入所者は、原則要介護3以上の方となります。

名称	定員	所在地	電話番号
奄美佳南園	80	奄美市名瀬平田町7-15	52-8688
笠寿園	50	奄美市笠利町節田1590	63-0488
めぐみの園	50	奄美市名瀬西仲勝965	54-9211
住用の園	50	奄美市住用町摺勝451-3	56-2101
芦穂の里	50	奄美市名瀬芦花部1470	54-6001



●介護老人保健施設（老健）要介護 1~5の方

常時介護を要すると見込まれる方（要介護認定で要介護と認定された方）で、病状が定期にある方に対し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、必要な医療を行いながら、日常生活上の世話をを行う施設です。

名称	定員	所在地	電話番号
虹の丘	100	奄美市名瀬小宿苗代田3416-1	54-8888
アマンデー	70	奄美市笠利町節田1451-1	63-1555

●介護医療院要介護 1~5の方

長期療養を必要とする人に、生活の場としての機能も備えた施設で、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を一体的に行う施設です。

名称	定員	所在地	電話番号
大島郡医師会病院	18	奄美市名瀬小宿苗代田3411	54-8111

その他

●認知症 グループホーム

要支援
2の方 要介護
1~5の方

認知症の症状がある要介護1以上の認定を受けた方を対象に、入浴・排せつ・食事等の介護・その他の日常生活上の世話をなどを行う共同生活施設です。

名称	定員	所在地	電話番号
ねせぶ	18	奄美市名瀬根瀬部242-1	55-6650
虹の丘	9	奄美市名瀬知名瀬2229	54-8823
あすか	18	奄美市名瀬西仲勝1199-11	55-7155
芦穂の里	18	奄美市名瀬大熊字名浜1309-3	57-7705
美笠	9	奄美市笠利町中金久113-1	63-2200
ゆい	18	奄美市笠利町喜瀬2437-1	55-2278
わせ	18	奄美市住用町和瀬136-2	56-2088

サービス利用の自己負担

利用者は負担能力に応じて費用の1割から3割を負担します

ケアプランに基づいてサービスを利用する際に、かかった費用の一部（1割～3割）を自己負担し、残りは介護保険から給付されます。

年金収入等	280万円未満	280万円以上 ※1	340万円以上 ※2
負担割合	1割	2割	3割



【※1】合計所得 160万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額 280万円（単身の場合。2人以上世帯で346万円）以上。

【※2】合計所得 220万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額 340万円（単身の場合。2人以上世帯で463万円）以上。

●在宅サービス費用のめやす

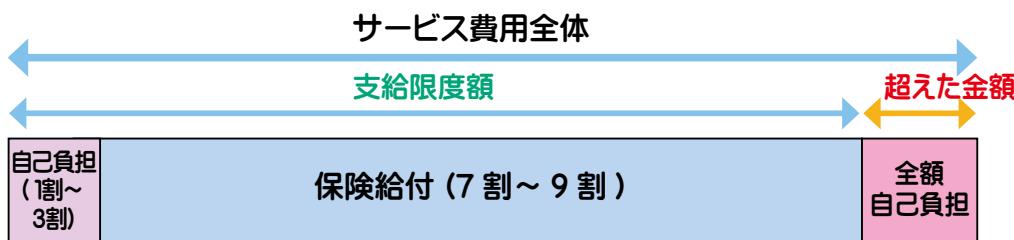
在宅サービスは、要介護の区分毎に、1ヶ月に利用できるサービスの費用に上限が定められています。

右表の限度額を超えた場合は、超えた部分が全額自己負担になります。

（下の図を参照）



区分	支給限度額
事業対象者	¥50,320
要支援1	¥50,320
要支援2	¥105,310
要介護1	¥167,650
要介護2	¥197,050
要介護3	¥270,480
要介護4	¥309,380
要介護5	¥362,170



【利用者負担が高額になったとき】

介護保険サービスの利用者が所得に応じた割合で支払った自己負担額から、それぞれの上限額を超えた分は、申請により「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分		上限額（月額）
現役並み所得相当	年収約1,160万円以上	世帯 140,100円
	年収約770万円～1,160万円未満	世帯 93,000円
	年収約383万円～770万円未満	世帯 44,400円
一般世帯（住民税課税世帯で現役並み以外）		世帯 44,400円
市民税非課税世帯	課税年金収入額+その他の合計所得額が80万円超える	世帯 24,600円
	課税年金収入額+その他の合計所得額が80万円以下…①	①・②の方（※1）個人 15,000円
	老齢福祉年金を受給している…②	
生活保護を受給している		個人 15,000円

※1 ①・②の方は、個人で15,000円を超えた場合も支給対象です。

●施設サービスを利用したときの費用のめやす

施設サービス費の自己負担分（1割～3割）と、居住費・食費・日常生活費が利用者負担となります。

$$\text{施設サービス費の} \quad + \quad \text{居住費} \quad + \quad \text{日常生活費} = \text{利用者負担}$$

【居住費・食費について（1日あたりの目安）】

施設の種類	居住費				食費
	ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
介護老人福祉施設	2,066円	1,728円	1,231円	915円	1,445円
介護老人保健施設 ・介護医療院			1,728円	437円	

【所得の低い方は申請により居住費・食費が減額されます】

低所得の方は、施設利用が困難にならないように、申請により居住費・食費は下表の負担限度額になります。超えた分は介護保険から給付されます。

ただし、配偶者の課税状況や資産要件により該当しない場合もあります。



▼減額対象となった後の居住費・食費について（1日あたりの目安）

対象者	居住費				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階 ・生活保護者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者	880円	550円	550円 (380円)※	0円	300円 【300円】※
第2段階 世帯全員が市民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方			550円 (480円)※	430円	390円 【600円】※
第3段階① 世帯全員が市民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)※		650円 【1,000円】※
第3段階② 世帯全員が市民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方				1,360円 【1,300円】※	

※（　）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※【　】内の金額は、ショートステイの場合。

●その他の利用者負担の減免・軽減制度

奄美市には次のような利用者負担軽減の制度もあります。詳細は各総合支所介護保険担当窓口までお問合せください。

▼社会福祉法人軽減制度

▼離島地域における特別地域加算に係る利用者負担軽減制度

▼高額医療合算介護サービス費 など



保険料と納め方

～みんなで支え合う制度です～

●介護保険に加入する方

介護保険制度は、40歳以上の皆さん方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を支払って介護サービスを利用できるしくみです。

住み慣れたまちでいつまでも安心して暮らせるように、介護を社会全体で支え合うしくみになっています。



65歳以上の方

第1号被保険者



▼介護サービスを利用できる方

日常生活で介護が必要と認定された方

(介護が必要になった原因は問われません。)

※保険証は65歳に到達する月に交付されます。



40歳以上 65歳未満の方

第2号被保険者



▼介護サービスを利用できる方

特定疾病が原因となって、介護が必要と認定された方

※保険証は認定を受けた場合に交付されます。

特定疾患一覧

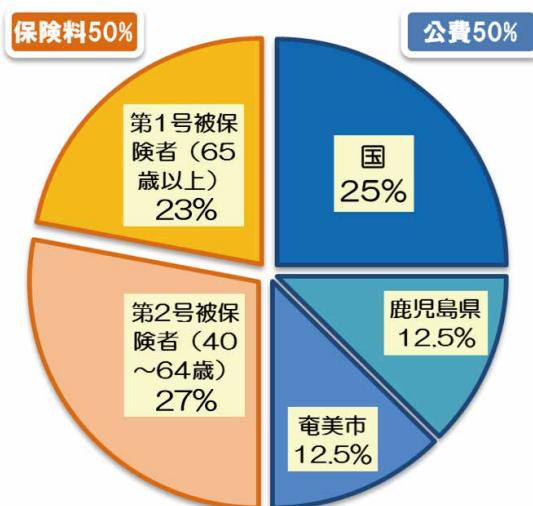
- | | | |
|----------------------------|------------------------------|--------------|
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●脊髄小脳変性症 | ●パーキンソン病関連疾患 |
| ●骨折を伴う骨粗しょう症 | ●脊柱管狭窄症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●初老期における認知症 | ●後縦靭帯骨化症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●がん末期 | ●多系統萎縮症 | ●早老症 |
| ●脳血管疾患 | ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | ●関節リウマチ |
| ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | | |

●介護保険の財源構成

介護サービスにかかった費用の内、半分が公費（国・鹿児島県・奄美市）で負担し、残り半分を保険料で負担するという構成になっています（右の円グラフを参照）。介護負担を社会全体で連帶して支え合う社会保険制度ですので、みなさまのご協力をよろしくお願ひいたします。



(第9期における負担割合)



●奄美市の介護保険料（第1号被保険者）

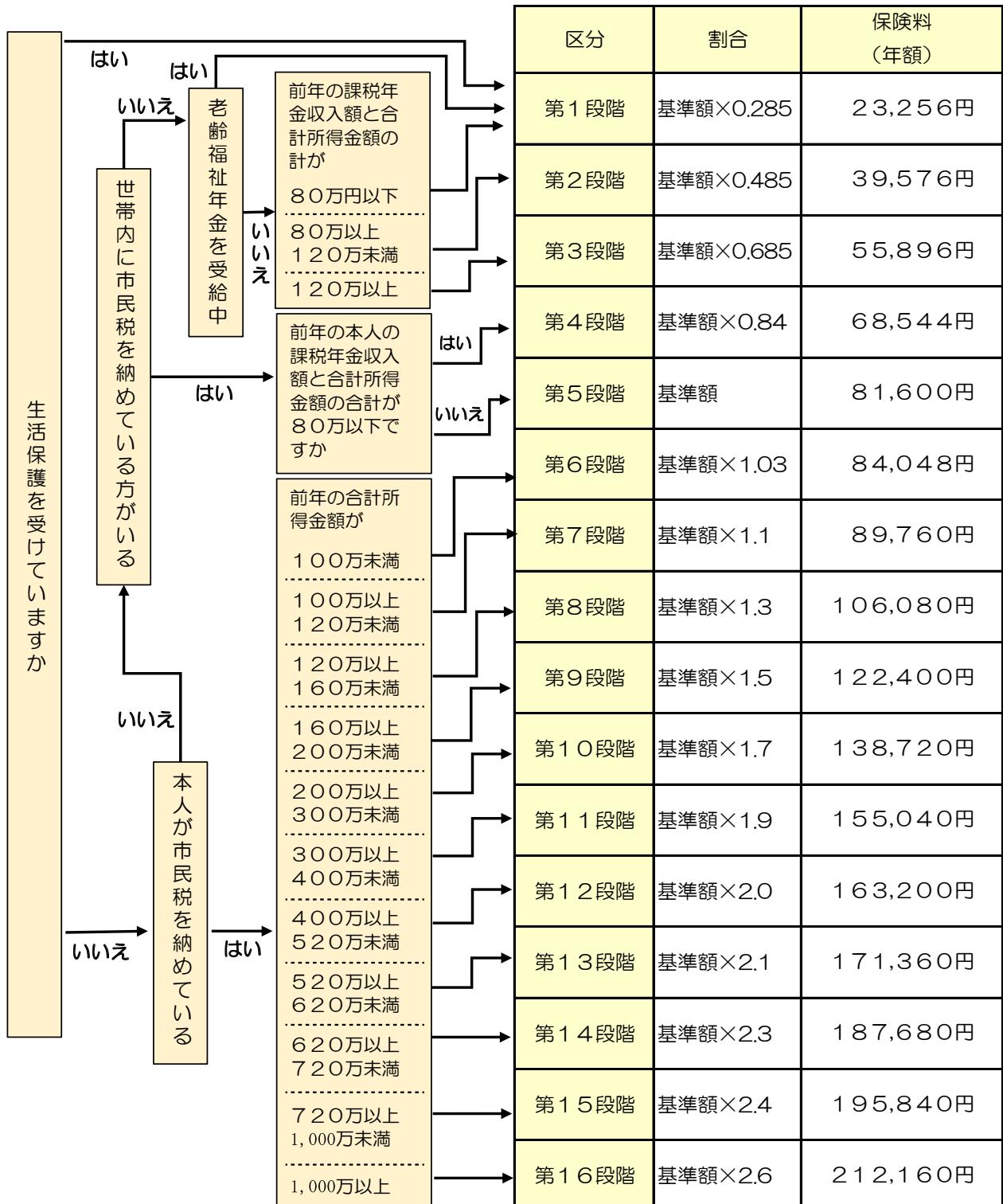
65歳以上を対象とする第1号被保険者の保険料基準月額は市町村ごとに定められ、下記により算出されます。

保険料基準額

$$= \frac{\text{奄美市の介護サービス総費用} \times 65\text{歳以上の方の負担分 } 23\%}{\text{奄美市の } 65\text{歳以上の方の人数}} = \text{年額 } 81,600\text{円}$$

(月額 6,800円)

また、この保険料は所得段階別に設定され、奄美市では下記の16段階に分かれています。



●65歳以上の方（第1号被保険者）の納め方

介護保険料の納め方は、受給している年金の額によって2種類（特別徴収・普通徴収）に分かれ、65歳以上になった月（誕生日の前日が属する月）の分から納めます。



特別徴収 年金額が年額18万円 (月額1万5千円) 以上の方



年金の定期払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ2か月分ずつ
年金から差し引かれます。

※次の場合は特別徴収の方も納付書で納めます。

●年金担保、年金差止め、現況届の未提出等で年金が停止し、天引きができない場合

●収入申告の修正等により、所得段階が変更になった場合 など

普通徴収 年金額が年額18万円 (月額1万5千円) 未満の方



期日までに、市役所から送付されてくる**納付書**で納めます。

忙しい方や外出が難しい方は、
口座振替をおすすめします。♪

【口座振替のお手続きに必要なもの】

●保険料の納付書

●預金通帳 ●印鑑（通帳届出印）

これらをお持ちのうえ、指定の金融機関でお申し込みください。



●仮徴収と本徴収

4月・6月・8月は前年中の年金収入額及び所得金額が確定していない時期のため、暫定保険料での徴収となります（仮徴収）。

原則として6月以降に確定する本年度の年間介護保険料から4月・6月・8月の仮徴収額を差し引いた金額を3回に

分けて10・12・2月に徴収します（本徴収）。

ただし、仮徴収と本徴収の保険料額に大きな差が生じる場合には、8月の特別徴収の額を変更して調整します。

徴収の区分	仮算定期間 (仮徴収)			本算定期間 (本徴収)		
年金の支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
← 暫定保険料額 →			当該年度市民税確定後に年間保険料額を計算し、そこから暫定分を差し引いた保険料額を3回に分けた金額が各支給月に徴収されます。			
← 年間保険料額 →						

●40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）の納め方

第2号被保険者の保険料は加入している医療保険により定められ、医療保険と一緒にして納付します。

	国民健康保険 に加入している方	職場の医療保険など に加入している方
決め方	国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）及び賞与（標準賞与額）に応じて決められます。 ※原則として事業主が半分を負担します。
納め方	医療保険分とあわせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。	介護保険料と医療保険料をあわせて給与及び賞与から徴収されます。 ※40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

●保険料の納め忘れに注意！

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。

■1年以上の滞納

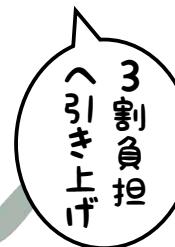
費用金額を利用者がいったん全額自己負担し、申請により後で保険給付（費用の7割～9割）が支払われます。

■1年6ヶ月以上の滞納

費用金額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、又は全部が差止めとなります。

■2年以上の滞納

利用者負担が1割から3割（※）に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなることがあります。



※所得が一定の基準より高い方が滞納した場合、4割負担となります。

●保険料の減免

火災・自然災害・事故などに遭遇したり、世帯の生計を維持する方が死亡または心身に重大な障がいをおって収入が著しく減少した場合は、申請により保険料が減免されたり猶予されることがあります。

介護保険料の支払いが困難な場合には、奄美市役所までご相談ください。



その他の高齢者支援制度

制度の利用に関する詳細・お問い合わせは、地域包括支援センターまでお尋ねください。

名 名瀬地域包括支援センター（高齢者福祉課内）TEL：52-1111（内線5031～5034）

住 住用地域包括支援センター（市民福祉課内）TEL：69-2111（内線2321）

笠 笠利地域包括支援センター（いきいき健康課内）TEL：63-2299



項目	主な対象者・費用等	サービス概要
1 在宅介護支援センター運営事業 名・住	<p>【対象者】 在宅の要援護高齢者の介護者等。</p> 	24時間体制で各種在宅介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種サービスが総合的に受けられるようサービス実施機関との連絡調整を行い、利用申請等の便宜を図ります。
2 生活支援ハウス 笠	<p>【対象者】 おおむね65歳以上の人暮らし又は夫婦世帯であって高齢のため独立して生活することに不安がある方。</p> 	高齢者保健福祉支援センターふれあいの郷の居住部門に、一定期間の居住の提供、各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応や在宅福祉サービスの利用手続きの援助、地域住民との交流のための場を提供します。
3 お達者ご長寿応援事業 名・住・笠	<p>【対象者】</p> <p>(1) 当該年度の4月1日現在75歳以上の方</p> <p>(2) 当該年度の4月1日現在70歳以上74歳以下で運転免許自主返納者</p> 	バス・タクシーなどの交通機関や、運動・入浴施設等で利用できる補助券（ご長寿応援券）5千円分を年に1回発行し、高齢者の生活の活性化、元気な高齢者の増加、及び交通弱者の救済を図ります。
4 高齢者日常生活用具支給事業 名・住・笠	<p>【対象者】 65歳以上の要援護高齢者、及び一人暮らし等の方</p>	対象器具等の必要性が認められる方が対象です。所得により利用者負担があります。
5 在宅高齢者転倒予防住宅改修事業 名・住・笠	<p>【対象者】 65歳以上の在宅高齢者で、基本チェックリスト該当者。</p> <p>【費用】 改修に要した費用の1割を自己負担（助成の上限額5万円）</p> 	<p>対象となる改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 手すりの設置 ② 踏み台の設置 ③ スロープの設置 <p>地域包括支援センターへ相談、申請後に行った改修工事について、完了後に助成します。</p>

6 介護人手当 給付事業 名 住 笠	<p>【対象者】 寝たきり高齢者、障がいの程度が1級又は2級に該当する重度心身障がい児・者等で常時介護を受ける状態が6ヶ月以上継続している人を介護している介護者。</p> <p>【支給額】 年額 45,000円</p>	<p>本市に6ヶ月以上住所を有し、介護保険のサービスを1年間受けていなことが条件です。申請は福祉政策課の窓口まで。</p> 
7 はり・きゅう施 術料助成事業 名 住 笠	<p>【対象者】70歳以上の高齢者 【助成額】1回 600円 【利用回数】 1日1回、月15回、年60回以内</p>	<p>健康保持と福祉増進を図るため、はり・きゅうの施術に対し一部助成を行います。</p> 
8 家族介護用品 支給事業 名 住 笠 要介護 3~5の方	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①おおむね65歳以上の要介護3～5に相当する在宅高齢者 ②身体障害者手帳2級程度以上の障がいのある在宅者 ③療育手帳A2程度以上の障がいのある在宅者 <p>①②③いずれかに該当する方を介護している家族（※介護者・要介護者の両方が市民税非課税世帯であること）</p> <p>【費用】無料</p>	<p>対象となる方へ紙おむつを支給します。</p> 
9 老人福祉会館 名	<p>【対象者】 60歳以上の方など</p> <p>【費用】 200円</p>	<p>高齢者の各種相談、機能回復訓練、入浴を通じた健康の維持・増進、教養の向上、レクリエーション、集会等で利用できます。（申請は名瀬長浜町の老人福祉会館TEL: 52-9386まで）</p>
10 「食」の自立 支援事業 名 住 笠 事業 対象者 要支援 1・2の方 要介護 1~5の方	<p>【対象者】 おおむね65歳以上の在宅高齢者で、事業対象者・要支援以上・基本チェックリスト該当で、日常生活を営むのに支障のある方。</p> <p>【費用】 課税世帯：500円 非課税世帯：450円</p>	<p>毎日の食事を配食することにより、食生活の改善と孤独感の解消を図り、あわせて安否の確認を行います。</p> 
11 緊急通報システム整備事業 名 住 笠	<p>【対象者】65歳以上の一人暮らし、寝たきり高齢者等で突然に生命に危険な症状の発生する疾病（重度心疾患、重度高血圧及び重度喘息等）を有する方。</p> <p>【工事費】約12,000円～ (非課税世帯は奄美市が負担)</p> <p>【使用料】自己負担</p>	<p>対象となる方の日常生活の安全を確保することを目的とし、急病や事故などの緊急の際、消防署に通報できる機器の設置を行っています。</p> 

認知症に関する支援



認知症とは、さまざまな原因により記憶障害が起こり、生活に支障が出ている状態（およそ6ヶ月以上継続）のことです。認知症は誰にも起これうる可能性があり、高齢者の4人に1人が認知症、あるいはその予備軍であるといわれています。



●早期受診・診断がとても重要です

認知症と思われる症状は一時的であったり、他の病気である場合もあります。認知症であるかどうかの診断は初期ほど難しく、個人差もあるため、専門医療機関への**早期の受診が不可欠**です。

- 脳腫瘍・正常圧水頭症などの場合
→原因疾患を治療すると改善する場合があります。
- アルツハイマー型認知症の場合
→初期段階で治療すると進行を遅らせることも可能です。



●まずは『かかりつけ医』へご相談ください

ご自分のことやご家族のことなど、気になることがございましたら、かかりつけ医、もしくは各総合支所までお気軽にご相談ください。



●認知症と加齢による物忘れの違いとは？

	加齢による物忘れ	認知症による物忘れ
原因	老化	病気
体験したこと	一部を忘れる	全体を忘れる
物忘れの自覚	あり	なし
日常生活	支障なし	支障がある

例えば・・・認知症の場合、お昼ご飯食べたこと自体を忘れる。加齢による物忘れは、何を食べたか忘れるが記憶をたどっていくと思い出すことが出来ます。

●認知症予防のために

認知症予防のひとつとして、日頃からの健康管理や他者との交流が効果的です。各種検診や健康教室などを活用して、認知症の予防に努めましょう。

▶介護予防については **6** ページ～をご覧ください。



●奄美市の支援

奄美市では、認知症の方やそのご家族の支援のために次のような取り組みを行います。

①認知症サポーター養成講座

10人以上の任意団体（自治会・学校・企業など）を対象とした認知症サポーター養成講座です。認知症についての正しい知識や接し方を学ぶことで、地域の中で認知症の方を見守る地域づくりを行っています。サポーター養成講座のお申し込みについては、

38 ページの各包括支援センターまでお問い合わせください。

⑤認知症ケアパス

認知症の方の状態に応じた支援・サービスの流れを提供しています。

⑥結とも

（認知症高齢者等支援ボランティア）

認知症の方や見守りが必要な方へ、ボランティア養成講座を修了した「結とも」が見守りや話し相手をします。

②認知症の人と家族の支援の会（まーじんま）

認知症の方とその家族及び支援者の方の交流や、定期的に勉強会などを行っています。

③認知症地域支援推進員

認知症の方やその家族に対して相談や支援を行い、必要に応じて関係機関との調整を行います。

④認知症カフェ

認知症の方とその介護者の方の交流を図り、相談に対応するなど、認知症の方と介護者の方を支援するカフェです。

⑦認知症初期集中支援チーム

認知症の方やその家族の支援を多職種のチームで検討することで、認知症の初期からの支援を行っていきます。



それぞれの詳細、参加、及び認知症サポーター養成講座のお申し込みにつきましては、
38 ページの各地域包括支援センターまでお尋ねください。

●若年性認知症を知っていますか？

認知症は、一般的には高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされます。

若年性認知症の場合、多くの人が現役で仕事や家事をしているので、認知機能が低下すれば、支障が出て気づかれやすいと考えられます。しかし、実際には、仕事でミスが重なったり、家事がおっくうになつても、それが認知症のせいとは思い至らないことがあります。他の病気（疲れ・更年期・うつ状態など）と思い医療機関を受診して、誤った診断のまま時間が過ぎ、認知症の症状が目立つようになってから診断された例も少なくありません。



相談窓口

鹿児島県若年性認知症支援コーディネーター
「若年性認知症支援相談窓口」 099-251-4010

または ページの各支所包括支援センターへご相談ください。



認知症予防チェックリスト

ご自分でチェックしてみましょう!!

項目	全くない (1点)	時々ある (2点)	頻繁にある (3点)	いつもそうだ (4点)
①財布やカギなど物置いた場所がわからなくなることがありますか				
②5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか				
③周りから「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるといわれますか				
④今日が何月何日か分からなくなる時がありますか				
⑤言おうとしている言葉が、すぐ出てこないことがありますか				
項目	問題なくできる (1点)	だいたいできる (2点)	あまりできない (3点)	できない (4点)
⑥貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払いは1人できますか				
⑧バスや電車、自家用車を利用し1人で外出できますか				
⑨自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか				
⑩電話番号を調べて電話をかけることができますか				
計				

チェックしたら①～⑩を合計してみましょう →合計点 点

20点以上の場合は、認知機能や社会生活に支障がでている可能性があります。

まずはかかりつけ医へ相談、もしくは **38** ページの各地域包括支援センターへご相談ください。

高齢者虐待を防ぐために

高齢者虐待とは、65歳以上の方が養護者（家族・親族・同居人等）や施設従事者等により下記のような虐待を受けることです。

高齢者虐待の種類

①身体的虐待

外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

②ネグレクト（介護放棄）

衰弱させるような減食、放置など、養護を著しく怠ること。

※意図的、結果的問わない。



③心理的虐待

著しい暴言や、拒絶的な対応、その他、心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

わいせつな行為をすること、させること。

⑤経済的虐待

養護者又は親族が、高齢者の財産を不正に処分したり、不正に財産上の利益を得ること。

●虐待の原因

高齢者虐待の主な原因是、虐待者や本人の性格、人間関係、経済的困窮、本人への無関心等に加え、長年にわたる介護疲れや認知症に対する認識不足なども考えられます。

本人のためにしていることが、気付かないうちに虐待となっていることもあります。

【お困りのときは迷わず相談を】

介護を抱え込んでいたり、認知症と思われる症状などでお悩みがある場合には、お気軽に地域包括支援センター等（38ページに掲載）までご相談ください。



●虐待の疑いがあるときには

高齢者の様子がいつもと違っていたり、元気がないなど、お気づきの点がありましたら、お住まいの地区の地域包括支援センター等（38ページに掲載）、もしくは名瀬包括直通電話（0997-55-1165）までご相談ください。



成年後見制度の利用について

認知症などによりご自分やご家族の消費者被害、預貯金の管理、契約などに不安がある場合には、「成年後見制度」の利用をご検討ください。

成年後見制度とは…認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の預貯金の管理（財産管理）や、日常生活での様々な契約（身上監護）など、日常生活を法律的に保護する仕組みです。

☆成年後見制度の問い合わせ・ご相談などがありましたら、お住まいの地域の包括支援センター（38ページに記載）までご相談ください。

☆成年後見人選任等の手続きは 鹿児島家庭裁判所 名瀬支部（TEL：52-5294）まで。

地域で支える
奄美市の介護

介護予防
について

利用
介護サービス
の流れ

利用できる
サービス

奄美の
施設等

サービス利用
の自己負担

保納
め料方と

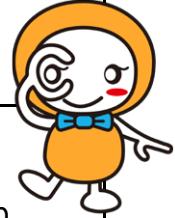
その他の
支援制度

相
援事
業所と

相談窓口と支援事業所

●地域包括支援センター（包括）

高齢者に関する総合相談窓口です。概要につきましては **2** ページをご覧ください。

名瀬地域包括支援センター (名瀬 高齢者福祉課内) [名瀬総合支所2階]	TEL : 52-1111(内線5031 ~5034) FAX : 57-6252 E-mail : korei@city.amami.lg.jp	
住用地域包括支援センター (住用 市民福祉課内) [住用総合支所2階]	TEL : 69-2111(内線2321) FAX : 69-2121 E-mail : sshiminfukushi@city.amami.lg.jp	
笠利地域包括支援センター (笠利 いきいき健康課内) [笠利総合支所ふれあいの郷]	TEL : 63-2299 FAX : 63-2184 E-mail : kkenko@city.amami.lg.jp	

●在宅介護支援センター（在介）

地域包括支援センターの協力機関です。身近な相談窓口としてご利用ください。

事業所名・所在地	電話・FAX	担当地区
奄美市社会福祉協議会 在宅介護支援センター 名瀬長浜町5番6号	TEL: 52-3690 FAX: 53-5172	長浜町、塩浜町、矢之脇町、入舟町、柳町、金久町、幸町、永田町
芦穂の里 在宅介護支援センター 名瀬芦花部1470番地	TEL: 54-6006 FAX: 54-6002	芦花部、有良、大熊町、浦上町、有屋町、朝日町、仲勝町、和光町、鳩浜町、
奄美佳南園 在宅介護支援センター 名瀬真名津町3-19-1F	TEL: 54-2099 FAX: 53-4563	平田町、真名津町、春日町、小俣町、古田町
在宅介護支援センター 虹の丘 名瀬小宿3416番地	TEL: 54-8907 FAX: 54-8801	朝仁、朝仁町、朝仁新町、浜里町、平松町、小宿、里、知名瀬、根瀬部
めぐみの園 在宅介護支援センター 名瀬西仲勝965番地	TEL: 54-9961 FAX: 54-9962	小湊、名瀬勝、伊津部勝、前勝、西田、西仲勝、朝戸、崎原、安勝町、石橋町、久里町、井根町
在宅介護支援センター ふれあい 名瀬佐大熊町14番6号	TEL: 52-9719 FAX: 52-9710	小浜町、港町、末広町、佐大熊町、伊津部町
在宅介護支援センター 住用の園 住用町大字摺勝451番3	TEL: 56-2103 FAX: 56-2108	住用町

●奄美市指定居宅介護支援事業所（居宅）

※介護給付サービスを利用するには、介護給付サービス計画を作成していただく必要があります。介護給付サービス計画は、下記の居宅介護支援事業所で利用される方の意見を踏まえて作成されます。（作成について、利用される方の費用負担はありません。）

※下記の事業所の中から1ヶ所を選んでいただき、直接電話してケアマネジメントを依頼してください。

※不明な点は左ページの各地域包括支援センターまで。



地域	No	名 称	所在地	電話番号
名瀬	1	奄美市社協 居宅介護支援事業所	名瀬長浜町5-6	52-7601
	2	居宅介護支援事業所 奄美中央病院	名瀬長浜町8-7	54-4443
	3	シダマ調剤薬局	名瀬幸町20-17	52-5787
	4	わんわん支援ネット	名瀬永田町4-15	55-1911
	5	むかいクリニック	名瀬小浜町24-7	58-5552
	6	指定居宅介護支援事業所 つばさ	名瀬小浜町30-6	69-3811
	7	指定居宅介護支援事業所 なら	名瀬久里町10-7	53-0382
	8	居宅介護支援事業所 わかば	名瀬浦上町56-24	53-7038
	9	奄美佳南園在宅介護支援センター	名瀬真名津町3-19-1F	54-2099
	10	名瀬徳洲会 介護センター	名瀬朝日町28-1	54-2295
	11	芦穂の里 在宅介護支援センター	名瀬芦花部1470	54-6006
	12	居宅介護支援事業所 ハピネス浦上	名瀬浦上1105	57-7555
	13	きずな	名瀬浜里町49	55-0050
	14	大島郡医師会 居宅介護支援事業所	名瀬小宿3411	54-8113
	15	居宅介護支援事業所 しおさい	名瀬朝仁町2-10	57-6552
	16	居宅介護支援事業所 ひより	名瀬朝仁新町35-23	69-3091
	17	めぐみの園 在宅介護支援センター	名瀬西仲勝1221	54-9961
	18	居宅介護支援事業所 こころ	名瀬浦上町31-8	69-3905
	19	居宅介護支援事業所 ほほえみ	名瀬有屋町29-31	54-3456
	20	居宅介護支援事業所 ライフぴあ	名瀬和光町5-12	58-8131
住用	21	在宅介護支援センター 住用の園	住用町摺勝451-3	56-2103
笠利	22	居宅介護支援事業所 たちがみ	笠利町節田大湊1450-1	63-1001
	23	笠利ケアプランセンター	笠利町中金久120	55-2201
	24	ケアサービスてて	笠利町屋仁1-2	63-1115
	25	居宅介護支援事業所 ゆい	笠利町喜瀬2431-7	58-8201
	26	笠寿園 居宅介護支援事業所	笠利町節田1590	63-0488

令和6年4月1日現在

奄美市で支える
地域の介護

介護予防
について

介護サービス
の流れ

利用できる
サービス

奄美市内
の施設等

サービス利用
の自己負担

保納め料方と
保險

その他の
支援制度

支援窓口と
事業所

おぼえがき

おなまえ

緊急連絡先

病院・主治医

ケアマネージャー

メモ

高齢者福祉課相談窓口

高齢者福祉サービス・
介護サービス利用・
認知症・高齢者虐待
等の相談



●名瀬地域包括支援センター（名瀬 高齢者福祉課）

TEL 52-1111(内線5031～5034)
FAX 57-6252 mail: korei@city.amami.lg.jp
名瀬地域包括支援センター直通電話 55-1165
虐待の対応など、緊急時の対応は24時間受け付けます。

●住用地域包括支援センター（住用 市民福祉課）

TEL 69-2111(内線2321)
FAX 69-2121 mail: sshiminfukushi@city.amami.lg.jp

●笠利地域包括支援センター（笠利 いきいき健康課）

TEL 63-2299
FAX 63-2184 mail: kkenko@city.amami.lg.jp